

重層的支援体制整備事業と教育機関との連携

重層的支援体制整備事業について



(厚生労働省「地域共生社会ポータルより」)

- 令和 2 年 6 月の社会福祉法改正により規定された制度
- 複合的な課題を抱える市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を実施することで、課題の解決を目指すもの

1

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新 社会福祉協議会に委託
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新 社会福祉協議会に委託
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者を調整する機能	新 福祉秘書課が担当
第6号		支援プランの作成（※）	新

(注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。
(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

2

加東市における重層的支援体制整備事業相談・支援体制イメージ



教育施策との連携について(参考資料参照)

$$\frac{1}{\sqrt{2}} \begin{pmatrix} 1 & 0 \\ 0 & 1 \end{pmatrix} = \frac{1}{\sqrt{2}} \begin{pmatrix} 1 & 0 \\ 0 & 1 \end{pmatrix}$$

在討論過程中，一些同學認為，要解決這個問題，應先從學校方面入手，因為學校是學生學習和生活的地方，如果學校能加強對學生的教育，提高學生的道德素養，那麼學生在社會上的行為也會有所改善。一些同學則認為，應先從社會方面入手，因為社會是學生成長的環境，如果社會能營造一個良好的氛圍，那麼學生在學校的行為也會有所改善。最後，同學們達成共識，認為應從學校和社會兩方面入手，共同營造一個良好的教育環境。

1. 凡在本行开立存款账户的客户，均可向本行申请开立支票。
 2. 支票的有效期为自签发之日起 10 个工作日内。
 3. 支票的金额不得超过账户余额。
 4. 支票的签发人必须是账户持有人或其授权代理人。
 5. 支票的收款人必须是本行开户的客户。
 6. 支票的用途必须符合国家法律法规的规定。
 7. 支票的签发必须使用本行提供的支票簿。
 8. 支票的签发必须加盖本行规定的印章。
 9. 支票的签发必须填写完整、清晰。
 10. 支票的签发必须遵守本行支票管理制度的规定。

if $\Gamma \vdash \Delta$, then $\Gamma \vdash \Delta$ is a theorem of $\mathcal{L}$.

[illegible]

このころの日本の経済は、主として原料の輸入と、主として機械の輸入によって支えられていた。貿易の中心は、日本と欧米との間にあり、日本は欧米の原料の供給地であり、欧米は日本の機械の供給地であった。この貿易関係は、日本の経済発展の基盤となっていた。

† 原稿送附の通り、本邦
合衆国に送附せられた。

各 站 作 中 大 生 中 学 组 (局) 局 长

學年五箇省外、一校製思辨及算術練習
(全五頁)

市高院在2014年12月11日作出裁定，认为一审判决认定事实清楚，适用法律正确，予以维持。

[illegible]

また、同族兄弟が共同で事業を営むことは、日本では一般的である。比較・対照的に、西側に在る家族が互いの事業に参与する体制は、東側の家族に在る体制に劣るといえる。その理由は、家族が、労働、教育、自給・自足型経済などに在る存在であるの強さに因る。東側の家族は、互いに密着した関係に在るためである。

[illegible]

次に、社会、文部科学省および千葉県、千葉県教育委員会に相談し、学校保健と生活環境部保健室設置の必要性について、地域のところ知事から意見を求めた。その結果、千葉県教育委員会、保健室設置の必要性は、67.5%、生活環境部

支援会議（社会福祉法第106条の6）

支援会議の目的

- 本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、**会議の構成員に守秘義務が課される支援会議を設置**する。

支援会議の内容

- 構成員同士が潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とし、**支援関係機関がそれぞれ把握していながら支援が届いていない事例の情報共有や、必要な支援体制の検討**を行う。
- 支援会議の構成員の役割は次のとおり。
 - ・ 気になる事例の情報提供・情報共有
 - ・ 見守りと支援方針の理解
 - ・ 緊急性がある事案への対応 等

支援会議の構成員

- 支援会議の構成員は次に掲げる者などが想定される。
 - ・ 自治体職員（福祉、就労、税務、住宅、教育等）
 - ・ 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員
 - ・ その他の支援関係機関の相談支援員
 - ・ サービス提供事業者
 - ・ 就労、教育、住宅その他の関係機関の職員
 - ・ 社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民など

※ 公的サービスの提供機関、介護や医療サービス提供事業者、ガス・電気等の供給事業者、新聞配達所、郵便局など、住民の変化に気づくことができると考えられる機関も構成員とする 것도重要

- 情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲が異なることから、案件や開催時期等によって支援会議の構成員を交えることも可能

5

〇加東市における支援会議の概要（令和6年度）

	ケース内容	健康	高齢	障害	困窮	こども	社協	その他
第1回	介護・障害・疾病の課題を抱える世帯	○	○	○				福祉事業所
第2回	生活困窮・家庭内暴力・精神的不調を抱える世帯		○		○		○	DVセンター
第3回	ひきこもり・介護・疾病の課題を抱える世帯	○	○	○			○	外部専門機関
第4回	生活困窮・介護・ひきこもりの課題を抱える世帯	○	○		○		○	福祉事業所
第5回	障害・高齢・ひとり親・市営住宅の課題を抱える世帯		○	○		○		福祉事業所 都市政策課
第6回	障害・精神的不調・就学への課題を抱える世帯	○		○		○		福祉事業所・ 認定こども園
第7回	費用滞納・介護・生活困窮の課題に係る世帯		○		○		○	福祉事業所
第8回	自殺・孤独・生活困窮の課題を抱える世帯	○	○		○		○	
第9回	疾病・障害・ヤングケアラーの課題を抱える世帯			○		○	○	福祉事業所 都市政策課
第10回	滞納・ひきこもり・疾病の課題を抱える世帯	○	○		○		○	
第11回	不登校・生活困窮・精神的不調を抱える世帯		○	○		○		福祉事業所
第12回	精神的不調・介護・疾病の課題を抱える世帯	○	○	○			○	

6

加東市における支援会議ケース例

世帯状況

高齢者、母子家庭、
障害児、義務教育
課程の児童

- 家計を担う母親の手術が必要な病気の発覚
- 障害を抱える未就学児の養育者の不在
- 高齢の親族が車を運転できないため、入院中にヤングケアラーとなり得る児童

◎支援会議を開催（令和6年度に実施）

《参集者》

社会福祉課（困窮、障害）、高齢介護課（地域包括支援センター）、
学校教育課（小中学校）、こども教育課（こども園）、都市政策課（市営住宅）
計画相談事業所、福祉総務課（児童福祉係、ひとり親担当、重層担当）

《会議内容》

- 母の病気や治療方針の情報共有
- 収入や預貯金、年金等、世帯の家計情報や利用できる制度の共有
- 母が治療を行う間の未就学児の受け入れ先の検討
- 入院中の義務教育課程児童のフォロー体制
- 高齢の親族の身体状況や家事能力
- 今後の住宅の住み替えについて
- 外国籍で日本語が不自由な母、親族のフォロー

➡ 役割分担を行い、本人への支援を開始していく



外国籍であったため、医療機関の受診に職員が同行し、医療や福祉、世帯の情報を医療機関とも共有し、安心して治療ができる体制を整える

《社会福祉課・計画相談事業所》

入所施設に働きかけ、お試し利用を経て短期入所利用

《こども教育課》

こども園への情報共有

《学校教育課》

義務教育課程児童の通う学校への情報共有、児童の見守り

《福祉総務課》

ヤングケアラーの配食調整、母、医療機関との連携、福祉制度の説明

退院後も自宅訪問を行い、世帯を見守る

これからも、市内・関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます



9